

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月7日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市三津大浜ノ一 1102-1外 6筆 (8,144.38 平方メートル)	砂 (24,074.70 立方メートル)	認可の期間	平成17年8月31日から 平成19年8月30日まで	平成17年8月31日から 平成20年8月30日まで	平成19年 10月26日